

福祉用具貸与重要事項説明書

本書面により、下記の重要事項の説明を受け、福祉用具レンタルサービスの提供開始に同意します。

令和 年 月 日

利用者あるいは代理人 _____ (説明者名 _____)

1、当社及び事業所の概要

名称・法人種別	株式会社 ホームケアサービス山口				
本社所在地	山口県下関市長府才川1丁目35-21				
代表者名	岡添 兆平				
担当	事業所名	介護保険番号	所在地	電話番号	サービス提供地域
	下関店	3570100499	下関市長府才川1丁目35-21	083-248-7788	山口県全域、北九州市
	山口店	3570300388	山口市陶4542-1	083-973-6615	山口県全域、島根県鹿足郡
	宇部店	3570201958	宇部市西宇部南3-3-2	0836-39-1147	山口県全域
	萩店	3570400501	萩市椿東2880-1	0838-24-1002	山口県全域及び島根県 益田市、浜田市、 鹿足・美濃・那珂各郡
	周南店	3570700355	下松市末武上久保田1800-1	0833-45-3008	山口県全域
	岩国店	3570800874	岩国市今津町4丁目12-7	0827-30-3025	山口県全域及び広島県全域
	北九州店	4070504024	北九州市小倉南区中吉田6-26-5	093-472-7211	北九州市
	防府店	3570602106	防府市華園町11-11	0835-27-1122	山口県全域
	廿日市店	3472701543	広島県廿日市市宮内4349-1 田宮ビル1F	0829-37-3388	広島市・呉市・竹原市・ 三原市・尾道市・福山市・ 府中市・三次市・庄原市・ 大竹市・東広島市・ 廿日市市・安芸高田市・ 江田島市・府中町・海田町・ 熊野町・坂町・安芸太田町・ 北広島町・大崎上島町・ 世羅町・神石高原町

2、事業所の職員体制等

職 種	人 員
管 理 者	1 名
福祉用具専門相談員	名 (常勤 名、非常勤 名)

3、営業日・営業時間

営業日	月曜日～土曜日	営業時間	午前8時30分～午後5時30分
-----	---------	------	-----------------

注意) 日曜日・祝祭日を定休日とし、年末年始休暇(12/31～1/3)も休業とする。

4、利用者負担金

- (1) 介護保険の適用がある場合、料金表のサービス費に対して介護保険法の定める負担割合に応じた額が利用者負担となります。
- (2) 利用者負担金は、契約開始月とその翌月については契約開始月の翌々月の 27 日に、3 ヶ月目以降は使用月の翌月 27 日に、ご指定の金融機関の口座から引落させていただきます。口座振替手続きが完了している場合の再契約、追加契約については契約開始月の翌月 27 日に、ご指定の金融機関の口座から引落させていただきます。但し、現金でのお支払いも可能です。利用者負担金は、契約の起算月が暦月の 15 日以前の場合については月額賃料の全額を、16 日以降の場合については 1/2 の料金を請求させていただきます。
- (3) レンタル開始と終了が同じ月内に行われた場合のレンタル料は 1 ヶ月分の全額となります。
- (4) 利用者が本契約期間中、福祉用具を破損または滅失したときは、その費用を全額負担しなければならない場合があります。

5、サービスの内容

- (1) 福祉用具貸与は要介護者に必要な福祉用具のうち、厚生労働大臣が定めた種目の用具を貸与する介護保険上のサービスです。

介護保険上の貸与品	車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ予防用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、徘徊感知器、移動用リフト、自動排泄処理装置
-----------	--

- (2) 事業者は、福祉用具個別サービス計画書を作成し利用者及び介護支援専門員に交付するとともに個別計画の実施状況の把握(モニタリング)をし、利用者の心身の状況、希望、おかれている環境等を踏まえた適切な福祉用具選定の援助、取り付け、調整を行います。
- (3) 事業者は、利用者のサービスの選択を向上させるため、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示するとともに、全国平均貸与価格の公表開始後は、貸与しようとする商品の特徴や価格に加え該当の商品の全国平均貸与価格を利用者に説明します。

6、事故時の対応

- (1) 事業者は利用者に対する福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合には、利用者の確認を取り、市町村、利用者の家族、居宅介護事業者に対し、連絡を行う等必要な措置を取ります。
- (2) 事業者は、事業者の責により賠償すべき損害が発生した場合は速やかに対応します。
- (3) 事業者は、事故が発生した場合はその原因を解明し、再発防止に努めます。

7、解約について

- (1) 契約者(利用者)が福祉用具の全部または一部の利用を中止する場合には、契約合終了希望日の 1 週間前までに業者に連絡いただければ解約できます。
- (2) 但し、利用者が入院等、契約を継続することができない特別な事情が生じたときは、通知日をもって解約できます。

8、相談窓口、苦情対応、事故対応、緊急対応

- (1) サービスに関する相談や苦情、事故、故障等の緊急時については、次の窓口へご連絡ください。

相談時間	月曜日～土曜日 9 時 ～ 17 時 30 分	担当者 (連絡先)	(TEL)
------	----------------------------	--------------	--------

- (2) お客様は、当事業所以外に別紙一覧表の区市町、国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口に相談・苦情を伝えることができます。

以上